

◎新潟県告示第442号

新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第196条の規定により、新潟県指定金融機関等の名称、位置及び事務取扱区分（昭和60年新潟県告示第1334号）の一部を次のとおり改正し、平成25年4月1日から実施する。

平成25年3月26日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

次の表の改正後の欄中項目の表示に下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前						
<p>3 新潟県収納代理金融機関（株式会社ゆうちょ銀行を除く。）（略）</p> <p>4 新潟県収納代理金融機関（株式会社ゆうちょ銀行に限る。）</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) 公金の収納の事務を取り扱う店舗</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>株式会社ゆうちょ銀行 長野支店新潟出張所</td> <td>新潟市</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">〃 長野貯金事務センター</td> <td>長野県 長野市</td> </tr> </tbody> </table> <p style="padding-left: 20px;">(2) 取り扱う収納の事務の範囲 自動車税及び個人事業税の収納の事務（株式会社ゆうちょ銀行の定める自動払込みの方法による場合に限る。）</p>	名称	位置	株式会社ゆうちょ銀行 長野支店新潟出張所	新潟市	〃 長野貯金事務センター	長野県 長野市	<p>3 新潟県収納代理金融機関（略）</p>
名称	位置						
株式会社ゆうちょ銀行 長野支店新潟出張所	新潟市						
〃 長野貯金事務センター	長野県 長野市						